

第4回米子市障がい者計画等策定委員会【概要】

【概要】

- 日時： 令和5年11月24日(金) 午後2時～午後4時
- 場所： 市役所本庁舎4階 401会議室
- 出席委員：11名
吉岡委員、平林委員、遠藤委員、戸羽委員、植村委員、安達委員、廣江委員、大森委員、松本委員、永見委員、渡部委員（欠席：汐田委員、光岡委員、桑本委員）
- 事務局：
障がい者支援課：米田課長、橋本担当課長補佐、安田係長、成相主任、渡邊主事
福祉政策課：久保担当課長補佐
こども相談課：足立課長補佐

【議事録】

1 開会（午後2時00分）

2 委員長あいさつ

次回第5回はパブリックコメント後になるので、本日で概ねの内容を固めていかないといけない。そこを踏まえ、日ごろから関わっている障がいのある方の現状とこのプランが合致したものなのかを見て、審議していきたい。

（事務局）

- 本日は、パブリックコメントに向け、これまでの審議を反映させた「米子市障がい者支援プラン2024（仮称）案」を基に、内容を固めていく審議をしたい。
- 米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第5条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告する。

3 議題（概要）【説明：事務局】

（1）米子市障がい者支援プラン2024（仮称）案について

（資料）「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」で始まる資料

今回は、前半と後半に分けて説明・質疑を行う。

前半は、「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」から「第3部 米子市障がい者計画」の説明・質疑を行う。

後半は、「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」及び「第5部 資料編」の説明・質疑を行う。

【前半】

- 「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」（1ページ～11ページ）の説明
 - ・プランの位置づけ、計画期間や策定にあたり行ったことを記載。
 - ・10ページの「(3) パブリックコメントの実施」は、まだ実施していないので件数などの部分は、赤丸表示にしている。
- 「第2部 障がいのある人の現状」（12ページ～33ページ）の説明
 - ・米子市における障害者手帳の所持者数、サービスの実績や雇用状況などを記載。
- 「第3部 米子市障がい者計画」（34ページ～59ページ）の説明
 - ・米子市障がい者計画の概要、分野別の取組を記載。
 - ・第3回の策定委員会から修正・変更した部分については、青字・下線表示。
 - ・ニーズ調査の結果から、いわゆる親亡き後の支援に関する意見が多いことを踏まえ、36ページの(3)「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」に、親亡き後のことについて記載を加えている。
 - ・視覚に障がいのある方の表現を「見えない・見えにくい人」に、聴覚に障がいのある方の表現を「きこえない・きこえにくい人」に修正している。
 - ・43ページに、令和6年4月から各事業所において、BCP（事業継続計画）の策定が義務化されることを追加している。感染症についてもこのBCPの対象になるので、「自然災害だけでなく、」としている。
 - ・46ページの「①意思決定支援の推進」で、障がいのある方本人の意思や意見という記載を加えている。
 - ・46ページの「②相談支援体制の構築」の続きで、47ページに「えしこに」の説明があるが、文章構成を修正している。

(質疑)

(委員長)

36ページの「(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」に親亡き後について記載されたとのことだが、別項目としてもよいのではないか。

また、46ページの「①意思決定支援の推進」で、3行目の「周囲が本人の意見や意思を受け止め、本人の意思決定を支援することで」の後で、「必要な支援を受ける」とあるが、再度支援という言葉が出てきているので、「望ましい生活を送ることができるように、」という文言の方が、適切ではないか。

(事務局)

親亡き後については、どこにその項目を入れ込むかということを検討し、36ページに記載をした。別項目としても問題はないので、現在の「(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」の後か前に別項目として修正する。

次に、46ページの文言についても、事務局で検討したところだが、確かに支援という言葉が続けて出てきているので、修正したい。

(委員)

同じく 46 ページの「①意思決定支援の推進」で、「周囲が本人の意見や意思を受け止め、」の「周囲」という言葉が、専門職なのか、それともこの本人を知っている人なのか。「周囲」は誰を指しているのか伺いたい。

(事務局)

ここでの「周囲」は、本人を専門的に支援をしている人に限定しておらず、家族、友人など、その本人に関わる人をすべて含んでいる。

(委員長)

「周囲」だけだとわかりにくい面がある。何か具体的に表記するとすると、何々等という形になるのではないか。

(事務局)

支援者とするとな職業的になり、専門的なイメージになってくる。そこを限定しないために周囲という言葉にした。

(委員)

いくつか最初に挙げながら、その他という形はどうか。おそらく家族、専門職、あるいは本人と関わりがある人、地域の住民など含まれるので、具体的に記載し、後はその他というような形が理解しやすいのでは。

(委員長)

意思決定ガイドラインなどを参考に、具体的にこの周囲という言葉について記載するとわかりやすいと思う。

(委員)

52 ページ「①職員研修の実施」の最後に、「職員自らが、きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーションができるよう、職員の手話言語の習得を支援します」とあるが、その前の文章には「障がい特性を踏まえた多様な意思疎通方法への理解を深め」とある。あえて、このきこえない・きこえにくい人のコミュニケーションを挙げていることには、何か理由があるのか。

きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーションに重点を置いて何かをしなければいけないということがあって、書いてあるのか。

それとも、今このきこえない・きこえにくい人たちへの支援が足りていないからあえて書いたということか。

(事務局)

こちらについては、元々は聴覚障がいのある方という言葉で、きこえない・きこえにくいという言葉に修正したというところでの青字・青線で、当初から項目としてはあった。

意思疎通の中で、手話をなぜ別項目として、別立てとして挙げているのかということについては、手話言語条例があり、米子市としても積極的に進めていかないといけない

というところがある。別立てになっているが、手話以外のコミュニケーションや意思疎通支援が重要ではないということではない。それに関しては、理解をいただきたい。

(委員)

別にこのことが悪いわけではない。それぞれが、障がい特性に合ったコミュニケーションを取っているということも、もう少し全体的に考えてもらいたい。

ここまで具体的に書かれると、他の障がいのことも書くべきではと個人的には思う。

(事務局)

意思疎通支援については、「(7) 行政サービス等における配慮」の「①職員研修の実施」以外にも、「(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」に記載しており、計画全体としては障がいのある方であった方法でという記載になっているので、指摘については網羅していると理解していただきたい。

(委員)

聴覚障がいの立場としては、手話が言語であるということ強く訴えていきたいので、このままにしてほしい。当然、それぞれの障がいの立場での意見を別に記載することはよいと思う。

社会の中でいろいろな問題が起きていて、優生思想が原因のものもあり、以前から解決していない。優生思想やその言葉の根絶に向けた取り組みを明記するのはどうか。

(事務局)

手話に関する記載については、手話語条例もあり、残したいという意見が出たので、このままの記載としたい。

そして、優生思想に関しては、障がい者計画の全体を確認し検討したい。

(委員長)

44 ページの「(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の部分で記載を検討いただきたい。

(委員)

障がいの特性も様々ある。例えば、聴覚障がいの方は手話、視覚障がいの方は点字、発達障がいの方は絵や絵文字などコミュニケーションの方法も様々である。また、昔と現在では、コミュニケーションの方法自体も変わってきている。

そういう特性などについてはできる限り啓発し、いろいろな障がいがあることを知ってもらうことができれば良いと思う。

(委員)

今の表現に関して、40 ページ一番下のところに、「見えない・見えにくい人やきこえない・きこえにくい人だけでなく」という部分があるので、「だけではなく」という表現があるとよいのでは。

(委員長)

40 ページの下の文言を参考に、検討いただきたい。

(委員)

47 ページに、家族の支援のことが書いてあるが、家族以外のケアをしている方、ケアラーも支援の対象であることについて、もう少し記載があってもよいのでは。

あとは、親亡き後について今回プランに入ったことは非常によいと思う。

(委員)

46 ページの「②相談支援体制の構築」と、48 ページの「④障がいのある児童及び家族に対する支援の充実」で、米子市の子ども総本部や「えしこに」で、いわゆる切れ目ない相談体制ということが、ふれあいの里を中心に行われている実感がある。

各課が連携して支援ができる体制を整えつつあることを記載されると、非常に前向きな計画になってくると思うので、記載してはどうか。

(委員)

48 ページの「④障がいのある児童及び家族に対する支援の充実」は、児童だけなのか。

(事務局)

障がいのある方の家族への支援については、障がいのある方が児童であっても、大人の方であっても、計画全体で述べている。その中でも、こちらは事業としてスポットを当てて記載をしているという箇所になっている。

(委員)

障がいのある方が大人の場合の家族への支援は、他にどこに書いてあるのか。

(事務局)

例えば、37 ページから「5分野別の取組」になるが、「(1) 安心・安全な生活環境の整備」においても、すべての年齢に関わらず、障がいのある方に対する支援の方法を述べているので、全体として含んでいることを理解いただきたい。

(委員)

どこかに大人の場合の家族への支援を入れるべきと考える。

(事務局)

障がいのある児童だけでなく、障がいのある大人とその家族に対する支援ということがわかるような記載については、検討させていただきたい。

(委員)

障がいのある児童のことだけを書くことがどうかは別として、成人の障がいのある方を子どもが支えるというケースもあり、それが兄弟であったり、本当にいろいろ状況は変わってくるので、表現は難しいのでは。

児童であろうが成人であろうが、立場が親であろうが子どもであろうが、支えることがうまくいけばいいと思う。

(委員)

47 ページの「③地域移行支援、在宅サービス等の充実」で、下から二つ目の白丸で「障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、重度の障がいのある人にも対

応したグループホームの整備を促進します」とあり、居住の場の一つとしてだが、グループホームの後に等などを入れてほしい。

というのも、考え方はグループホームかもしれないが、現実には多様な居住の場を求めている。今グループホームのあり方も、わりと施設化しているところもあるので、シェアハウスなどもう少し多様な形式も考えていただきたい。

重度の障がいのある人にも対応したということは、今のグループホームの整備がある程度できているので、さらに重度の人にもというふうにも読める。

この辺りは、多様なということをもう少し何か入れてきていただきたい。

(事務局)

まず、先ほどの家族への支援という部分については、この計画全体を通して障がいのある方本人への支援体制があり、その中で、児童について言うと、監護している保護者というところがどうしてもクローズアップされてくる。こちらの項目自体が、国の障害者計画に基づく項目であり、その中に児童の支援、保護者というような書き方があるので、この項目自体が児童中心の項目になっている。

計画全体を通しては、先ほど委員からの指摘の通り、家族への支援ということも重要だということは認識している。そこで、今回のプランには、親なき後であるとか、家族全体の支援ということも含めている。再度全体を見て、抜け落ちている部分があれば記載したい。

次に、家族だけではなく、支援者への支援という話があった。人手不足のなかで処遇改善の話があるが、福祉人材が集まらないのは処遇のみでなく、仕事が厳しい、大変だというイメージもある。また、精神的に仕事が負担となり辞められるなどそういうことがないように支えていくことなども重要な視点かと思う。

47 ページのグループホームのことについては、居住の場という住宅環境や住宅の確保に関しては、大項目として 37 ページの「①住宅の確保」がある。

委員のおっしゃる通り多様なところというと、グループホームだけがもちろんすべてではない。当然一人暮らしや家族との同居なども含めて、本人にとってどういう支援が適切なのか、どういう環境で住むことが適切なのかということは、相談員や行政を含めて、支援を考える中で出てくることだと認識している。

(委員長)

46 ページの(5)の「【基本的な考え】」の始めに、「障がいのある人や障がいのある児童及びその家族」とあるが、この部分が障がいのある児童と大人の表現に使えないか。

また、支援者の支援については、49 ページの「⑥障がい福祉を支える人材の育成・確保」に記載できるのではないか。

(委員)

42 ページの「①防災対策の推進」に、無線のことが書いてあるが、聴覚に障がいがある場合は、当然無線が聞こえていない。別の方法として、ホームページ、ファクシミリ、緊急メールの記載がある。

例えば、きこえない人の外出時、もし何か起きたら、音声だけだと情報が入ってこないで、その点の対策が記載されているとよい。

パブリックコメントの中にもそういった意見が確かあったと思われるが、その辺りを教えていただきたい。

(事務局)

ファクシミリは、自宅にいないと伝わらないことは承知しているが、できることの一つの方法として取り組みを進めている。

緊急メールも、メールを使用しない方には情報が届かない場合も当然ある。

いろいろな仕組みの中で対策はしているが、その次の対策というと正直なところない。何かアイデアがあったり、全国的な取り組みがあったりすれば教えていただきたい。

(委員)

何か良い策があればということだが、現状としてなかなかない。お互い情報共有して進めていきたい。

(委員)

例えば、市の管理している電子掲示板などはどうか。

(事務局)

原稿の提出締め切りが何週間前というような運用なので、即時性のある掲示板という利用は難しい。将来的に可能になれば、即時に災害情報を流すことは一つのアイデアとして出てくるかと思う。

(副委員長)

今の件の続きで、本人に直接情報を届けることは難しいので、例えば、周囲の方で目の見えない方、耳のきこえない方がいらっしゃったら、情報をお伝えくださいみたいな市民向けの伝達があったらいい。災害情報を流す際にこれらの情報について周囲にこういう方がいらっしゃった場合には、ぜひ周知にご協力くださいというようなお知らせを流すなどはどうか。

それから防災について、障がい分野だけではなく、他の部署と連携してやらなければいけないところが多い。この3年間協議しますという言葉はよく聞いていたが、そこが行き届かなかった。

西部自立支援協議会の部会でも、障がい者支援課と防災安全課には言っているが、いまだ十分な話し合いがされているようにはみえない。その辺りは、プランに意気込みを書いていかないといけない。防災安全課と定期的な検討を行うくらいのことをぜひ入れてもらいたい。

もちろん高齢者や子どもの分野なども関連するので、庁内での連携ということになるかもしれないが、特に防災安全課は、この方面では最も重要なカウンターパートナーなので、ぜひ協力いただきたい。

(事務局)

周囲の方への声掛けという話になると、ヘルプマークの取り組みの一環になってくるので、ヘルプマークの啓発の中で可能ではないかと考える。

また、あいサポート研修などでも話ができればと思う。

防災の取り組みで、特に福祉避難所については、あまり記載されていない。庁内での連携については、確かにその通りで、福祉避難所とは別になるが、災害時の要支援者名簿や公的な計画については進めている。その部分について、プランへどう書けるかということは、協議したい。

【後半】

- 「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」(60ページ～98ページ)の説明
 - ・第3回の策定委員会から修正・変更した部分については、下線表示をしている。
 - ・65ページから67ページまでが、施設から地域生活への移行や精神病棟から退院の内容になっている。こちらの数値は、鳥取県の障がい支援プランの目標値から出す予定。65ページの「②本市の目標値」の「地域生活への移行者数」を現在暫定で、6%で9人としているが、鳥取県も目標値が6%まで達しないようなので、数値はこれよりも少なくなる予定。
 - ・73ページの「ウ」で、第3回の策定委員会で事業所のカウント方法の考え方を、鳥取県に届出をしている事業所から実際に受け入れをしている事業所へ変更し、その考え方で記載をしたが、その後鳥取県に再度確認し書き方を変更している。鳥取県に確認したところ、受け入れている事業所とするためには、児童の半数が重症心身障害児であるということが必要だった。児童発達支援については重症心身障害児という認定をした上で受け入れをしている事業所はないので0になるが、受け入れニーズに応えることができる体制はあるので、2事業所で受け入れ可能な体制という記載にしている。
 - ・77ページの「②サービスの見込量」の表中の「居宅介護」の数値を、第3回の策定委員会では3年間同じ数字としていたが、増加に修正している。第3回の策定委員会では支援体制が整っておらず、ニーズが満たせていない状況で、実績が減少傾向であるが、減ではなくせめて維持という説明をした。福祉人材を確保し、事業所と取り組んでいきたいということで増加の修正をしている。
 - ・79ページの「①サービスの概要」及び80ページの「②サービスの見込量」の表中の「就労選択支援」については、国から確定事項がなく、現時点では詳細未定としている

る。国によると、令和7年10月頃から実施予定なので、7年度は数ヶ月分の実績、8年度から本格的な見込み量を入れる予定。

- ・83ページの「(参考)市内事業所等の内訳(令和5年10月現在)」の表中で、「共同生活援助(グループホーム)」に「(うち日中支援型)」を追加している。数値は再度確認する。
 - ・84ページの「③見込量確保のための方策」で、第3回の策定員会で委員からプラン2021には実利用者数が掲載されていたが、今回のプランには掲載されていない指摘があった。集計の仕方に誤りがあり、数値が少なくなってくるため今回は掲載しない説明をした。直近(令和5年10月末時点)の数値が出たので示すと、障がいのある方(者)の受給者が約1,631人で、おおよそその受給者が計画相談支援を利用している。障がいのある方(児)の受給者が479人で、すべての受給者が計画相談支援を利用している。
 - ・84ページの「②サービスの見込量」の表中の「地域移行支援」及び「地域定着支援」の見込量を微増修正している。
第3回の策定員会時点では、「地域移行支援」及び「地域定着支援」の支給実績が、精神障がいのある方が100%なので、86ページの「②見込量」の表中の「精神障がいのある人の地域移行支援」及び「精神障がいのある人の地域定着支援」と同数にしていた。
第3回の策定員会の質疑の中で、精神障がいのある方以外の方が利用できるサービスである指摘があったので、微増している。
 - ・90ページの「②サービスの見込量」の表中の「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の見込量を第3回の策定員会より減に変更している。
全体の人口としては、少子化のため、数字は減に修正しているが、利用は伸びているので、3年間増加していくと見込んでいる。
 - ・92ページの「②サービスの見込量」の表中の数値は第3回の策定員会と変更はない。現状としては、幼稚園等及び保育所等では待機児童はなく、利用の希望があれば、利用できる状況で、一方子育ての担当部局としてはこれ以上多くのニーズを見込んでいない。ただし、インクルーシブな保育を希望してもらえよう働きかけをしていくことで、放課後児童クラブの見込量を確保しつつ、90ページの「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の個別の療育のみの利用を少しずつ抑えることができるのではと見込んでいる。
- 「第5部 資料編」(99ページ～106ページ)の説明
- ・今回の支援プラン2024を作成するにあたり、実施したことなど資料として掲載している部分になる。

(質疑)

(委員)

児童の部分については、人数の伸びを予想し見込量を出しているという説明だった。一定程度増えるとは考えているが、来年度の報酬改定では、事業所運営のあり方が変わるような話もある。現時点ではわからないことが多いが、本当に伸びがあるのか疑問。

例えば、習い事のような放課後等デイサービスは認めないという話がある。その場合、今の運営自体に問題がある放課後等デイサービスは継続できない可能性がある。そのようなところがどこまでこの数字に加味されるのか。

(事務局)

来年の報酬改定の中で、放課後等デイサービスの見直しがあることは承知している。

近年の流れとして、いわゆる放課後児童クラブから放課後等デイサービスへ利用者が流れている実態があるが、本来は、放課後児童クラブで吸収できるような体制を市全体としても作っていかないといけない面がある。

来年度の報酬改定で事業所がどうなるか、利用状況がどうなるのか等、わからない部分が多く、現時点での見込みと理解いただきたい。

(委員)

施設入所者の地域生活への移行について、地域移行をすることはとてもいいことだと思うが、この体制と受け皿が、親たちにどういうふうに伝わっているのか。

入所施設で、あなたのお子さんだったら地域の中で暮らすことができ、グループホームに入れますよという話が出てきた際に、それでも入所施設を希望しますという人もいる一方で、グループホームにいきますという人もいる。しかし、結果的にグループホームに馴染めなくて、家に戻る方も多くおられる。その場合は、グループホームへ移らなければ良かったというような話をされる。

地域生活への移行を検討する場合、どういう基準で声かけをされるのか教えていただきたい。

地域移行の成果目標は、成果目標として国が決めることだが、実態がそうではない状態で、移行後にそんなはずではなかったという事象が出てくるのであれば、そこは問題に思う。

また、55ページの「④障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保」の二つ目の白丸に、「精神障がいや発達障がいのある人の雇用の拡大と職場定着」とあるが、この二つの障がいが出てくることは、この目標の中で、この障がいの人たちに特に力を入れるということか。その上の文章では、「特性に応じた就労を」と記載しているが、この障がい名を出さないと説得力がないということか。

その次に「⑤福祉的就労の底上げ」を挙げていて、その中の優先調達法はかなり前からあるが、優先調達でもらえる仕事が小さな作業所にはあまりない。

また、小さな作業所では優先調達ということさえ知らないという所もある。この件については、もう少し各作業所へ知らせていただきたい。

もう一つ、福祉の店について、米子市は本当に協力的でありがたいと思うが、人件費など上がっている。算定基準には、そのことは全く加味されてない。仕事をしてもらお

うと思ったら、それなりに工賃を払っていかなくてはいけない。その算定方法を米子市に聞くことは違うかもしれないが、そのような現状である。

(事務局)

まず、地域移行については、国は全体的な流れとして、施設入所者の地域移行ということを掲げているが、米子市で実際に施設入所から地域移行できた実績は、個別に何か働きかけをしたわけではなく、亡くなられたり、介護へ移行された方が主になっている。

委員がおっしゃる通り、その受け入れのための社会資源が整っていない状態で、数値を挙げても、絵に描いた餅ではないと言われることも非常によくわかる。この目標値だから無理やり出しますというつもりはもちろんない。

現状として、やはり終の棲家として施設入所をされている方が多くいることは十分理解しているので、まずは今の現状を市として、入所者から聞き取りをしたり、施設の方との意見交換をしたりというようなことをしながら、地域移行を行っていきたい。

この目標数値ありきではなくて、できることからやっていくこととしている。

次に、就労について、精神障がいと発達障がいだけを特別に明記しているのは、国に準じており、他の障がいの方も同様な課題があるのであれば、削除か、もう少し広く受け取れるような表現に修正したい。

優先調達については、基本的には官公庁から仕入れる制度になっているが、そこに関してアピールが足りない、周知が足りないと言われることに対しては、謙虚に受け止め、取り組みを進めていきたい。

(委員)

施設入所者の地域移行のところで、実際に米子市の職員が毎月1回施設に来られ、利用者と意見交換というか、そのような取り組みをされている。施設としても偶然地域移行した、入所者が亡くなった、介護へ移行されたなどで、入所者数が減ったところだった。

グループホームの利用体験などの取組によって、本人が入所がいいのか、グループホームがいいのかという選択ができるほどの経験を積むような努力を今までしてこなかったのは事実である。

今後は実際、何を希望されるのかを本人や家族と相談しながら、進めていかないとはいけないと考えている。

そのような取り組みで、地域移行が進むかどうかかわからないが、進めていかないとはいけない。

また、例えば1回グループホームに移ってしまうと、何かあったときに戻れるのかという心配も家族にはあり、そこが担保できていないところが、踏み出せないで終わってしまう理由もあると思われる。

(委員長)

米子市の職員が毎月1回施設に行かれていることは初めて知った。

(委員)

地域移行ができそうな方が何名いるかのような聞き取りや意見交換が、毎月1回ある。

(委員長)

市としては、地域移行に関して取組が十分ではないとのことだったが、取組は行われているところから、関係機関と連携し、情報提供や働きかけなどしていただいたら、地域移行について家族にとってもよい機会になるのではないかと。

(副委員長)

地域移行の関連で、鳥取県自立支援協議会での議論を受けて、65ページの「②本市の目標値」を検討されるかと思っていた。数値を示して協議する場も、今日で最後になってくる。その自立支援協議会の中で、鳥取県の今年度上半期で地域移行できた方が2名という報告があった。

障がい者支援施設すべてが、地域移行目標値を掲げ、鳥取県の目標値は21人になっている。

要は、今まで国が示していた何%という数値は実態とかけ離れたもので、実態に即した数値を県で検討されたところだった。そこを踏まえて、おおよその数値として事務局はどう考えるか。

(事務局)

おっしゃる通り鳥取県が、6年度、7年度、8年度の3年間で21人以上という目標値を出されたと聞いている。按分すると、米子市としては3年間で1人ないし2人というあたりになると思うが、市内部で検討し、次回パブリックコメントを出させていただくときまでには確定させたい。

今後の話になるが、最終的に本日の意見をいただき、最終案を確定させて、パブリックコメントに向かうが、その前に正副会長に諮り、その上で各委員へパブリックコメント案を配りたい。その段階で示す予定だったが、21人というのを人口比で割るのか、どういった形で米子市の数値を設定するのか考えている。

(副委員長)

21人以上になっているので、積み上げは21人を超えてもいいと、鳥取県は考えている。米子市の方で2人、2人、2人や2人、3人、4人など、そういう形で計画を立てても良いと思う。即答を求めているはないが、おおよそその辺りの数字になるだろうという見込みで、毎年2人や3人が、だいたい3年、同じ数字が並ぶのか、そのくらいになるではと思っていた。

(事務局)

今の記載している数字は、入所者が150人いるが、そのうちの6%ということで9人としている。3年間で9人で、毎年度3人ずつという積み上げになっている。これが、1人1人1人の合計3人なのか、2人、2人、2人の6人なのかという話になってくるのかと思っている。

目標値については、やはり6人ぐらいはいるのではという意見があれば、意見をいただきたいが、やはりできることを少しずつやっていくというスタンスであるということには間違いない。

(委員)

今、米子市におそらく入所施設が3事業所だと思うが、各施設が毎年1人になると3年間で9人という計算になってくる。そういう考え方が少し考えやすいのではないか。

(副委員長)

市外の施設に入っている方もいれば、その逆もある。実態を聞きたい。

(事務局)

副委員長がおっしゃられたように、米子市で支給決定をしている方での積み上げになるので、米子にある施設以外の方でも地域移行されたら対象にはなる。その逆もあるが、重点的には市内にある3施設への働きかけをしていく中で数字を積み上げていくことが現実的と考えている。

(副委員長)

確認で、鳥取県自立支援協議会での議論でもあったが、鳥取県内の障がい者支援施設に入れないので、他県の施設に入ったという事例報告があった。米子市が把握する方で、県外の施設に入っている方はいるのか。

(事務局)

岡山の施設におられる。現状はそれだけだと思うが、あとは障がい特性に特化した県外の施設を検討されている相談がある。

(委員)

本日の資料にあるアンケート調査結果で、障がいのある本人が現在家族と同居していて、将来も家族と同居したいという回答が702名、障がいのある本人と現在同居している家族が、将来も本人と同居したいという回答は244名で少ないということで、黄色いマークがあり、資料の下に一人暮らしや家族との同居のことや、グループホームのことが書かれている。

個人的には、訪問系のサービスの充実を求めているが、グループホームや地域移行に関しても、一人暮らしの方や重度障がいの方に関しては書かれてるが、家族との同居や中程度の障がいの方に対するサービスについては書かれていない。

米子市に訴えても仕方がないことだが、家族の支援が書いてある割に、居宅での障がいのある人たちをサポートするようなサービスがない。

(委員長)

確かに、できる人もいればそうでない人もいて、その中で、一人暮らしになった時に家族が支援をしている現状がある。そこにヘルパーのようなニーズがある。

質問がでたので、このアンケートについての説明をしていただきたい。

(事務局)

次の議題(2)その他のところで思っていたが、それでは説明をしたい。

(事務局)

先ほど施設入所の回答で1つ訂正をしたい。岡山の施設に入っている方がいる話をしたが、希望されて島根の施設に入っている方は何人かいて、今後もあると思う。

(事務局)

では、アンケート調査の結果について、まず黄色の塗りつぶしについては、今住んでいる場所に、そのまま住み続けたいという部分になる。

そこを見ていくと、今いるところにいたいという方が一番多い。病院に入院している方は、一人暮らしや家族との同居希望が多い結果になっている。

その下で、本人と家族について、それぞれ分けている。まず本人は、現在家族と同居している方は、将来グループホームや福祉施設で暮らしたいと思っている方が4.5%だが、現在本人と同居している家族は、将来グループホームや福祉施設に入って欲しいと思ってる数字が合わせて18.1%になっている。赤の塗りつぶしの部分で、やはり親亡き後の話になってくるかもしれないが、将来的にみることができなくなったときに、グループホームや福祉施設に入ってほしいというような思いが反映されていると見える。本人と家族の思いは少しずれがあると認められる。

次に裏面で、現在の住まい別の困り感で、質問内容は日常生活で困っていることや将来に対する不安や心配事があるかという項目だが、あるとなしでの回答になっている。

一人暮らしと家族と同居している方においては、おおよそ8割が困ることがある、将来の不安があるという回答になっている。

それに比べて、グループホームや福祉施設に入所している方は、そこが割合的に少ないという結果になっている。

この質問が、日常生活の困っていること、将来に対する不安、悩み事をまとめて質問しているので、どの内容が大きいかなど詳細は不明だが、一人暮らしや家族との同居の場合は、サービスのことなどに不安や困り感があるかもしれない。

クロス集計についても、他に良い方法が何かあれば教えていただきたい。

(委員)

このクロス集計は、今回のプランには掲載されないのか。このアンケート調査で、同じことを考えている方がいるとわかったので入れていただきたい。

(事務局)

資料編の中に記載できると思うが、昨年度鳥取県が主体となって行ったアンケート・ニーズ調査なので、米子市の回答率など概要までになると思う。

(事務局)

補足すると、アンケートを実施したことは、記載がなかったのですが、計画の資料編に記載するが、アンケートのクロス集計の結果や分析については、第3回で正副会長からしっかり時間をかけて行い、次に生かすべきという指摘があった。今回示した資料は一つの例で、特に地域移行に関係する部分というところもあり、サンプルとして示したというところを理解いただきたい。

クロス集計の方法や具体的な分析ができるかは、今後考えていきたい。

(委員)

アンケートの結果は、親たちにもとても見やすく、良いと思う。もし、このようなものを公表されるのであれば、福祉施設やグループホームに入っている方の不安感も書いていただきたい。アンケート結果に、入所施設のほとんどの親たちに心配がないと出ている。

家庭で障がいのある本人をみている親は不安が募ってくるが、本人が入所施設やグループホームに入所している場合は、施設の指導員がよくみてくれていて、安心している親が多くいるからだと思う。

職員も退職したりすることもあり、本人を支援する職員がずっと在職するとは限らない、時代の流れとともに変わっていくと親に伝えると、そんなこともあるのかと言われて、初めて少し不安を感じられる。

今後何かの形で同じようなアンケートを準備されるのであれば、なぜグループホームや施設に入所している本人やその家族の不安が少なく、家族との同居などの場合は不安が多くなるのか、そういうところにも触れていただきたい。

(委員長)

確かに現状に満足されている場合もあれば、手段も方法もわからないので、現状の方が良いという場合もある。

(委員)

95 ページの「②今後の方針」で、「障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供として、言葉や文字で意思疎通を図る」とあるが、この言葉と文字という表現が疑問に思う。

言葉の中に文字も含まれていると思うが、音声や文字又は言葉だけでいいのではないか。

(事務局)

言葉という表現が適切でないかもしれないので、再度考えたい。

(委員長)

94 ページの「(4) 成年後見制度利用支援事業」で、「①制度の概要」に、「障がい福祉サービスの利用のため、成年後見制度を利用することが有用な」とあるが、「えしこに」や中核機関について、まだ広報しきれていないと感じる。「えしこに」や中核機関などどうまく連携しながら進めていくべきことなので、そのことを記載してほしい。

そして、次の「②今後の方針」の「市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立てを行う事案や」とあるが、「や」だと後の文書につながらないので、「事案については」にしてはどうか。

(事務局)

文章を修正し、「①制度の概要」に「えしこに」などの取り組みを入れたい。

(委員長)

家庭裁判所と鳥取県内の市との定例会議があり、その中で申立て件数が示されたが、鳥取県の西部の申立て件数が人口比で東部や中部に比べ少なかった。

その理由として、申立てや相談窓口の周知が進んでいないのではと指摘があった。そういう課題もあるので、ぜひ中核機関という言葉や「えしこに」についてを記載していただきたい。

(委員)

47 ページの上から三つ目の白丸に「地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築」とあるが、私自身の見解だが、今頃は近所づきあいも希薄化してきて、挨拶もまともにできないような状態だ。

その中で、お互いに共存していくという意識が強い地域ではそれなりに良い方向に向かうが、そういうことに対して意識がない地域は心もとなく、地域によって格差が生じるように感じる。

(事務局)

確かに昨今地域での関わり等々が希薄になってきていることは、問題になってきている。そのような課題が見えているからこそ、共生社会というものを市も掲げている。市では重層的支援体制を整理し、福祉政策課には「えしこに」があるので、当事者が抱えている複雑な問題を、いろいろな角度から伴走的支援をしながら一緒に歩んでいこう、組んでいこうと考えている。

(2) その他

(資料) 「令和4年度障がい者の実態・ニーズに関するアンケート調査結果 (クロス集計 / 米子市)

(1) 「第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要」で始まる資料の説明・質疑後に説明・質疑を予定していたが、【後半】で説明・質疑を行った。

4 その他【説明：事務局】

○事務連絡

- ・次回、第5回の開催予定について説明。

5 閉会 (午後4時)